

「受講申込書等作成上の留意事項」

1 受講申込書 **様式 1** ※「記入例」と併せて御確認ください。

- (1) 法人代表者又は所属長の推薦を受けてください。
- (2) 氏名・生年月日は修了証書に記載します。略字なくお間違いの無いように御記入ください。
- (3) 受講者氏名欄のみ受講者本人が自筆で御記入ください。
- (4) 上記(3)以外は、PC入力での作成可能です。
- (5) 受講要件に関わる資格として、「**児童指導員**」を記入される場合は、資格証（小・中・高等学校のいずれかの教員免許状や社会福祉士、精神保健福祉士の登録証等）又は、成績証明等の資格を証明できる書類の写しを添付してください。添付可能な書類が無い場合は、宮城県子ども・家庭支援課子ども育成班（022-211-2531）より、「**児童指導員の資格の認定について（通知）**」の発行を受け、写しを添付してください。
- (6) 記載内容に不備等があれば、確認の為お問い合わせをする場合がございます。
- (7) 受講決定通知後における申込書記載内容の変更請求及びこのことによる再選考の御依頼には応じられませんので、受講要件等よくお確かめの上、作成ください。

2 実務経験証明書 **様式 2** ※「記入例」と併せて御確認ください。

- (1) 現在所属している事業所等の法人代表者又は所属事業所代表者等で作成・発行を受けてください。
- (2) 提出は原本に限ります。また、本会の令和3年度様式以外の証明書は原則認めません。
- (3) 記載を訂正する場合は、事業所印で訂正印を押印してください。担当者等の個人印での押印は認めません。
- (4) 実務経験証明期間について、受講申込日（申込書作成日）の時点で実務経験（年月日数）等を満たさない者が、以下の期間までを期限として実務経験を満たす者として申込者（推薦者）が証明できれば「**見込み受講者**」として申請できます。

コース	実務経験を満たす期間	実務経験証明書の提出日
Aコース	令和4年3月4日（金）まで	令和4年3月11日（金）消印有効
Bコース		

- (5) **実務経験を満たした時点で再度**、不足分の「実務経験証明書」**様式 2**を作成し、**修了証書送付用封筒（角形2号サイズ）**を同封のうえ、郵送（簡易書留）にて提出して下さい。

なお、持ち込み提出は受理できません。

* 見込みの受講者は、研修最終日で修了証書の交付はありません。不足分の実務経験証明書の提出後、書類審査を経て、事業所住所に御本人様宛で修了証書を研修事務局より発送いたします。

* 見込み者の修了証書の交付日の記載は、研修修了日と同じになります。

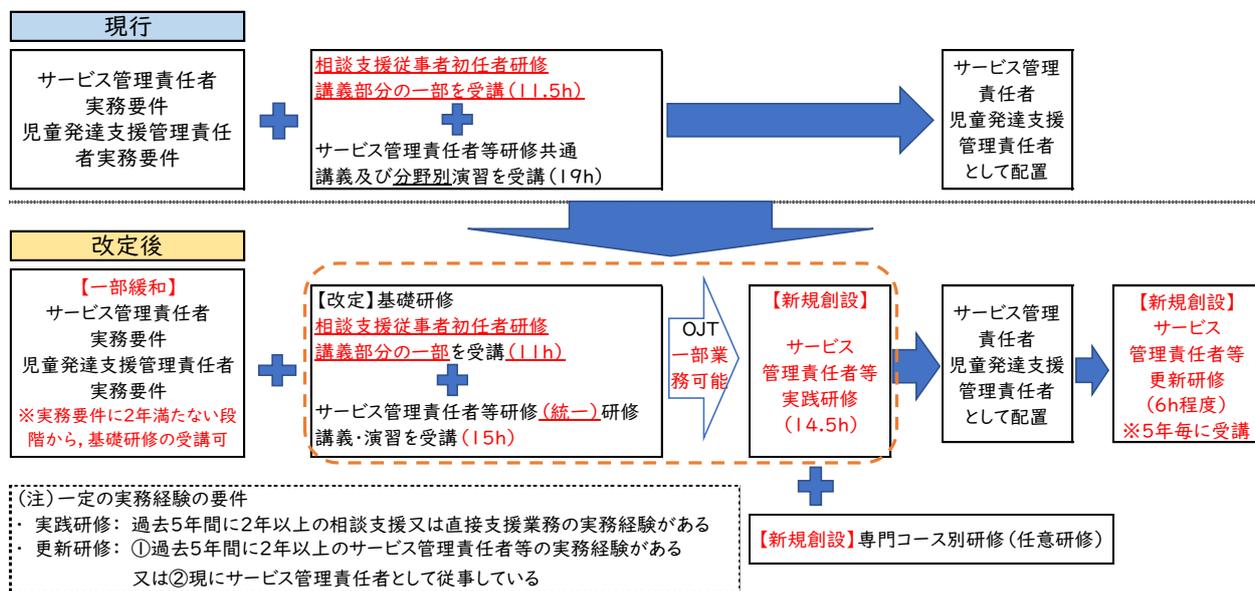
3 実務経験確認表 **様式 3** ※「記入例」と併せて御確認ください。

- (1) 事業所種別の「号」と「業務記号」は「**実務経験一覧表（宮城県サービス管理責任者）**」**別表 1**及び「**実務経験一覧表（宮城県児童発達支援管理責任者）**」**別表 2**<令和3年4月1日時点>を参照の上、記入願います。
- (2) 提出する実務経験証明書の枚数分を記載ください。業務従事期間と従事年数、従事日数は必ず同じく記載ください。

「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて」

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件（注）を設定。
 - * 令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
 - * 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
 - * 新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等として配置を認める経過措置を設ける。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現行	見直し後
①実務経験の一部緩和	
○直接支援業務 10年	○直接支援業務 8年
○実務経験を満たして研修受講 ・ 相談支援業務 5年 ・ 直接支援業務 10年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年	○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可 ・ 相談支援業務 5年⇒3年 ・ 直接支援業務 8年⇒6年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年⇒1年
②配置時の取り扱いの緩和	
○研修終了後にサービス管理責任者等として配置可	○既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、実務経験を満たしの基礎研修修了者は、2人目のサービス管理責任者等として配置可
○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③研修分野統合による緩和	
○サービス管理責任者の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)就労)、児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ・ 修了した分野のみ従事可	○全分野(児童発達支援管理責任者を含む)のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・ 全分野のサービスに従事可 ・ 平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす